

國學院大學學術情報リポジトリ

制限利息超過貸金(いわゆるグレーゾーン金利)をめぐる期限の利益喪失と支払いの任意性：
最二判平成十八年一月十三日民集六〇卷一号一頁とこれに続く一連の最高裁判決の研究を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-02-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 廣瀬, 美佳 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000136

制限利息超過貸金（いわゆるグレーゾーン金利）を

めぐる期限の利益喪失と支払いの任意性

——最二判平成十八年一月十三日民集六〇巻一号一頁と

これに続く一連の最高裁判決の研究を中心に——

廣瀬 美佳

- I はじめに
- II 本判決の概要
 - 1 事実のモデル
 - 2 争点
 - 3 本判決の要旨
 - 4 参照条文
- III みなし弁済規定適用要件としての書面の厳格化
 - 貸金業規制法施行規則旧一五条二項の法適合性
- IV 期限の利益喪失特約の効力
 - 1 従来判例・学説の状況
 - 2 本判決の検討
- V 期限の利益喪失特約の下での制限超過部分
 - 支払いの任意性
 - 1 従来判例・学説の状況
 - 2 本判決の検討
- VI 実務への影響
- VII おわりに
- 1 従来判例・学説の状況
- 2 本判決の検討

I はじめに

近年、バブル崩壊後の不景気の中で、各種ローンを抱えたまま、収入が減ったり、退職に追い込まれたりして、生活資金にすら事欠ようになった一般消費者や、金融機関による中小企業への貸し渋りが問題となる中、資金繰りが上手いかわからない、場合によっては手形が落ちないといった経営上の危機に直面しているにも拘わらず銀行等からの融資を受けられないこれらの企業経営者が、窮余の策として、止むを得ず、消費者金融をはじめとする、いわゆる「サラ金」などの貸金業者から——しかも、利息制限法による制限を遙かに超える高金利や借り手の自殺を保障事故とする生命保険の付保といった条件を呑まされた上で——借入れをし、当該借金を返すためにさらに借金を重ね、多重債務者となった結果、自己破産に陥るだけならまだしも、ときに臓器売買や生命保険金による支払いをも強要するかのような執拗かつ苛酷な取立てに遭い、追い詰められた借り手本人やその関係者が自殺するといったケースが相次ぎ、大きな社会問題となってきた。⁽²⁾

そもそも、我が国では、過去にも、一九七〇年代後半から一九八〇年代前半にかけて、「サラ金被害」が激増、放置し得ない社会現象となったことがある。その際、当該状況を打開するために特別の立法が不可欠であるとして、一九八三年、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(昭和二十九年六月二十三日法律第一九五号「以下「出資法」という」)の改正および貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年五月十三日法律第三二号「以下「貸金業規制法」という」)の制定が行なわれた。前者によって刑事罰の科せられる規制金利は低められたものの、他方、貸金業者に一定の規制を加える見返りとしての利益を保障するため、後者において、利息制限

法（昭和二十九年五月十五日法律第一〇〇号）を超える本来であれば無効なはずの金利でも、業者が一定の条件を備えた場合には、出資法の範囲内で当該金利（いわゆる「グレーゾーン金利」）が有効なものともみなされる規定（四三条一項「いわゆる「みなし弁済規定」」）がおかれた。しかも消費者保護の観点からすれば厳しくあるべき同条の適用要件についても、その実際の運用は必ずしも厳格とは云い難いものであったことから、再び、前述のような「悲劇」を繰り返すこととなったのである。⁽³⁾

最二判平成十八年一月十三日民集六〇巻一号一頁（判時一九二六号一七頁、判タ一二〇五号九九頁〔以下「本判決」という〕）は、このような社会的状況を背景に、あるいは貸金業規制法四三条の適用要件としての「一七条書面」や「一八条書面」のあり方について、あるいは同条にいう「支払いの任意性」について、あるいは「本件期限の利益喪失特約」の効力について、これまでに積み重ねられてきた最高裁の諸判決ないしはそれに付された補足意見を踏まえた上で、貸金業者にとって厳しい判断を示した。それは、「天と地がひっくり返るほど画期的」とも、

また、貸金業規制法の制定により「骨抜き」にされた利息制限法についての最高裁の判例準則（最大判昭和三十九年十一月十八日民集一八巻九号一八六八頁、最大判昭和四十三年十一月十三日民集二二巻一二号二五二六頁）を実質的に復活させたとも評されるほどのものであった。⁽⁴⁾ その結果、「みなし弁済規定」が適用される場面は殆どなくなり、貸金業者による超過利息の受領が実際上不可能となり得る事態を招来することとなった。さらに、本判決は、行政を動かし、立法をも動かす契機となった点において、極めて大きな意義を有するものである。すなわち、本判決を受けて、既に金融庁が、①違法とされた貸金業規制法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四〇号）一五条二項の規定（貸金業者が弁済受領時に交付すべき書面の法定記載事項である契約年月日等を契約番号で代替できる旨の規定〔以下「旧一五条二項」という〕）および支払催告書面について同様に規定した同施行規則一九条四項の

削除（平成十八年四月十一日施行）、②貸金契約に期限の利益喪失特約が付されている場合、貸金業者が契約締結時に交付すべき書面において、利息制限法の上限金利を超えない範囲においてのみ効力を有する旨の記載の義務付け（平成十八年七月一日施行）を内容とする貸金業規制法施行規則改正を行なっていたが、二〇〇六年十月三十一日には、「みなし弁済制度」（グレーゾーン金利）の廃止を核とした、貸金業規制法をはじめとする関連諸法の改正案（貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（案））⁵⁾が、閣法として第一六五回国会へ提出され、会期中の十一月三十日に衆議院において、十二月十三日には参議院において、それぞれ、附帯決議が付された上、全会一致で可決され、成立したのである。

本稿においては、本判決を主判例とし、これに続く最一判平成十八年一月十九日裁時一四〇四号七一頁（判時一九二六号一七頁、判タ一二〇五号九九頁）を参考判例①、最三判平成十八年一月二十四日裁時一四〇四号八九頁（判時一九二六号二八頁、判タ一二〇五号八五頁）を同②、最二判平成十八年三月十七日裁時一四〇八号一六四頁（判時一九三七号八七頁、判タ一二二七号一一三頁）を同③とした上で、従来の判例・学説の動向の中でこれら一連の判決がどのように位置付けられるかを各争点ごとに概観するとともに、それらの意義や実務に及ぼす影響について、成立した改正法をも視野に入れつつ、論じることとしたい。

II 本判決の概要

本稿のテーマを論じるにあたり、まずは一連の最高裁判決の先駆となり、法改正の契機ともなった本判決の概要について把握しておくこととする。

1 事実のモデル⁽⁶⁾

貸金業規制法三条所定の登録を受けた貸金業者であるXは、 Y_1 に対し、貸付けの翌月から毎月五年間（六〇回）にわたって元金五万円ずつを経過利息と共に返済させる約定で、三〇〇万円を貸し付け（以下「本件貸付」という）、当該債務について Y_2 が連帯保証人となった。本件貸付に係る契約を締結した際、Xは Y_1 に対し、「貸付及び保証契約説明書」及び「償還表」と題する書面を交付したが、当該説明書には、(1)利息の利率を利息制限法一条一項所定の制限利率を超える年二九%とする約定、(2)「元金又は利息の支払いを遅滞したとき（中略）は催告の手続きを要せずして期限の利益を失い直ちに元利金を一時に支払います」との特約（以下「本件期限の利益喪失特約」という）、(3)期限後に支払うべき遅延損害金の利率を同法四条一項所定の制限利率を超える年二九・二%とする約定が記載されていた。そして、Xは、 Y_1 から本件貸付に係る債務の弁済として入金がある都度（以下「本件各弁済」という）、直ちに「領収書兼利用明細書」と題する書面（以下「本件各受領証書」という）を交付していたが、本件各受領証書には、貸金業規制法施行規則旧一五条二項に基づき、貸金業規制法一八条一項二号所定の契約年月日の記載に代えて、契約番号が記載されていた。

その後、 Y_1 が約定の期日に支払いを怠ったため、Xは、 Y_1 は上記特約に則り当然に期限の利益を喪失したとして、貸金業規制法四三条一項または三項のいわゆる「みなし弁済」規定の適用があることを前提とした充当計算に基づき、利息制限法一条一項または四条一項に定める利息または賠償額の予定の制限額を超える部分の支払いも有効な債務の弁済とみなされるなどと主張、 $Y_1 \cdot Y_2$ に対し、本件貸付の残元本および遅延損害金の支払いを求めた。

原審（広島高裁松江支判平成十六年六月十八日）は、 Y_1 による弁済についてみなし弁済規定の適用を肯定、Xの

請求を認容したため、 $Y_1 \cdot Y_2$ が上告した。

2 争 点

①貸金業規制法施行規則旧一五条二項の法適合性 (cf. 参考判例③)

②債務者が利息制限法所定の制限を超える約定利息の支払いを遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の特約の効力 (cf. 参考判例①②③)

③債務者が利息制限法所定の制限を超える約定利息の支払いを遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の特約の下での制限超過部分の支払いの任意性の有無 (cf. 参考判例①②③)

3 本判決の要旨

破棄差戻し

①貸金業規制法一八条一項の解釈にあたっては、同項の立法趣旨に鑑みるならば、文理を離れて緩やかな解釈をすることは許されないというべきであり、同項に基づき貸金業者が貸付けの契約に基づく債権の全部または一部について弁済を受けたときに当該弁済をした者に対して交付すべき書面の記載事項について、内閣府令により他の事項の記載をもって同項一号から五号までに掲げる法定事項の記載に代えることは許されないものというべきである。

前記内閣府令に該当する貸金業規制法施行規則旧一五条二項のうち、弁済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもって、貸金業規制法一八条一項一号から三号までに掲げる事項の記載に代えることができる旨定めた部分は、内閣府令に対する法の委任の範囲を逸脱した違法な規定として無効と解すべきで

ある。

②本件期限の利益喪失特約のうち、 Y_1 が支払期日に制限超過部分の支払いを怠った場合に期限の利益を喪失するとする部分は、利息制限法一条一項の趣旨に反して無効であり、 Y_1 は、支払期日に約定の元本および同項所定の利息の制限額を支払いさえすれば、制限超過部分の支払いを怠ったとしても、期限の利益を喪失することはなく、支払期日に約定の元本または利息の制限額の支払いを怠った場合に限り、期限の利益を喪失するものと解するのが相当である。

③そして、期限の利益喪失特約の存在は、通常、債務者に対し、支払期日に約定の元本と共に制限超過部分を含む約定利息を支払わない限り、期限の利益を喪失し、残元本全額を直ちに一括して支払い、これに対する遅延損害金を支払うべき義務を負うことになるとの誤解を与え、その結果、このような不利益を回避するために、制限超過部分を支払うことを債務者に事実上強制することになるものというべきであり、本件期限の利益喪失特約の下で、 Y_1 が、利息の制限額を超える額の金銭を利息として支払った場合には、上記のような誤解が生じなかったといえるような特段の事情のない限り、 Y_1 が自己の自由な意思によって制限超過部分を支払ったものといえることはできないと解するのが相当であって、当該制限超過部分の支払いは、貸金業規制法四三条一項にいう「債務者が利息として任意に支払った」ものということとはできない。

4 参照条文

利息制限法一条一項（争点①～③）

貸金業規制法四三条一項（争点①・③）

利息制限法四条一項、貸金業規制法一八条一項・四三条三項、貸金業規制法施行規則一五条(争点①)
民法一三六条(争点②・③)

III みなし弁済規定適用要件としての書面の厳格化

——貸金業規制法施行規則旧一五条二項の法適合性⁽⁷⁾

1 従来の判例・学説の検討

(1) みなし弁済規定(貸金業規制法四三条一項)の適用が認められるためには、貸金業者が、契約締結時に交付義務のあるものとして貸金業規制法一七条一項所定の、および弁済受領時に交付義務のあるものとして同法一八条一項所定の、それぞれの要件を具備した各書面(以下、前者を「一七条書面」、後者を「一八条書面」という)を交付する義務を遵守していることが前提となる。これらの書面をめぐることは、これまでも様々な問題点が指摘され、議論されてきた。そのうち、本判決および参考判例③の事案において直接問題とされた争点①に関しては既に立法上の解決をみているが、一七条書面や一八条書面にどの程度の厳格性が求められるかについては、未だグレーゾーン金利が廃止されたわけではない現段階においては、なお検討を要する課題であり、また、後述するように、金融庁による前記貸金業規制法施行規則改正②との関係においても、従来の判例・学説の流れの中で本判決等がどのよう位置付けられるか概観しておくことは、必ずしも無意味ではないと思われる。

(2) 当初、一七条書面や一八条書面の内容・交付時期等の厳格性をめぐっては、消費貸借契約締結の際に交付される

契約書等に貸金業規制法一七条一項所定の記載事項が一部漏れている場合に貸金業規制法四三条一項所定のみなし弁済が認められるか否かが問題となり、この点についての見解が分かれていた。すなわち、同法一七条の立法趣旨は、契約内容を明らかにし、紛争を防止することにあるから、基本事項以外の事項が若干欠けていても、みなし弁済を認め得るという見解と、消費者保護の立場等から、記載事項の全てを記載した書面でなければ、みなし弁済は認められないとの見解があり、後者の見解が有力であるとされていた。⁽⁹⁾ また、一七条書面の記載が不正確ないし不確実な場合に、一七条書面の交付があったといえるか否かについても見解が分かれており、学説は概ね貸金業者に厳しく、下級審裁判例においても、肯定説は少なく、否定説が多いといわれていた。⁽¹⁰⁾ しかし、貸金業規制法一七条一項に規定する書面の記載要件を充たすかについては、記載事項が事実と寸分違わず一致していることを要するという杓子定規な解釈適用をするのではなく、事案に即した幅のある弾力的な解釈適用をすべきであるという趣旨に理解し得る解説が示され、⁽¹¹⁾「細かな記載ミスや記載漏れを一切認めない趣旨でないことは当然である」との指摘もなされるようになり、⁽¹²⁾なおかつ、そのような考え方が貸金業者側から強調されてきたことなどから、判例の傾向としては、下級審において、正確性や明確性に多少欠けることがあっても記載要件の充足を肯定する裁判例も散見されたほか、⁽¹³⁾例えば、最一判平成十一年三月十一日民集五三卷三三四五一頁が、返済期日を単に「毎月×日」と定めただけで、その日が日曜日その他の一般の休日にあたる場合の取扱いが明定されていなくても、翌営業日を返済期日とする旨の黙示の合意があったと認められる場合には、みなし弁済の要件である一七条書面の交付として認められるとするなど、最高裁においても、みなし弁済の要件を緩く解する判断が下される場合があった。他方、同じくみなし弁済の要件である一八条書面の交付について、借主の利息の支払いが貸金業者の預貯金口座に対する払込みによってされた場合でも、特段の事情のない限り、貸金業者は、払込みを受けたことを確認した都度、直ちに交

付しなればならない、と厳格な解釈を採るもの（最一判平成十一年一月二十一日民集五三卷一号九八頁）も⁽¹⁴⁾あり、総じて判例は、個々のケースに応じて是々非々の態度を採っていたといわれている。⁽¹⁵⁾

しかし、返済期日前に債務者に交付された振込用紙と一体となった書面は法所定の事項が記載されていても一八条書面として認められないとした最二判平成十六年二月二十日民集五八卷二号三八〇頁（以下「平成十六年判決①」という）、並びに、みなし弁済規定の適用要件については、これを厳格に解釈すべきものであり、貸金業規制法一七条一項に規定する書面の記載事項についてはその全てが記載されていることを要するものであって、法所定の事項の一部が記載されていないときは一七条書面として認められずみなし弁済規定の適用要件を欠くこと、および、支払いの日から二〇日余り後に送付された取引明細書では一八条書面として認められないことを判示するとともに、滝井裁判官による「貸金業規制法四三条一項の規定の趣旨からすると、一七条書面及び一八条書面には、単に所定の事項がすべて記載されていなければならないというにとどまらず、所定の事項が正確かつ容易に債務者に理解できるように記載されていることが求められているものといわなければならない」との補足意見が付された最二判平成十六年二月二十日民集五八卷二号四七五頁（以下「平成十六年判決②」という）以降は、貸金業者にとつて厳しい判決が続いている。⁽¹⁶⁾すなわち、その後も、一八条書面の内容・交付期日に関し、弁済を受けてから七ないし一〇日以上後に交付された領収書をもっては一八条書面とは認められないとした最二判平成十六年七月九日判時一八七〇号一二頁が下されたが、書面の厳格化の傾向は、一八条書面のみならず、一七条書面についても及んでいるのであり、最一判平成十七年十二月十五日民集五九卷一〇号二八九九頁は、リボルビング払いの際にも書面の厳格性を求め、当該場合の一七条書面の記載事項につき、契約の性質上、記載が不可能な事項があっても、それに準じた記載をすべき義務があるとした。この判決は、他方で、一七条書面相当の記載を要求することにより、債

務者に債務の重さを認識させる必要性と、責務者が漫然と借入れを繰り返すことを避けることができるようになる可能性に言及しており、消費者金融の実態がそれに反することを指摘して、安易な貸金業規制法四三条の適用を否定することにつながっているとされている。⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾

(3)争点①は、従来の判例理論の進展の結果として加速度的に新たな判断が現われてきている中、比較的最近になって争われるようになった論点であり、貸金業規制法の委任に基づいて制定される委任命令であるはずの貸金業規制法施行規則旧一五条二項のうち、貸金業規制法一八条一項二号所定の「契約年月日」の記載を「契約番号」等の記載をもって代えることができる旨定めた部分が、貸金業規制法一八条一項による委任の範囲内か否か、すなわち、貸金業者は、「契約年月日」の代わりに契約番号を記載することで、当該受取証書を有効な一八条書面とすることができるか否かが問われたものである。この点について、従来、下級審の判断は分かれていた。肯定説に立つもの（本判決の原審たる広島高裁松江支判平成十六年六月十八日、後掲横浜地判平成十五年十二月二十六日の上告審である東京高判平成十六年九月十六日判例集未登載、後掲千葉地判の控訴審である東京高判平成十七年二月二十四日判例集未登載等）は、「契約年月日」の記載がなくても、「契約番号」により、債務者は、弁済の対象となる貸付けを特定するのに不足がないことをその実質的理由としていた。これに対しては、債務者は、貸金業規制法一八条一項の受取証書として交付された書面に「契約番号」しか記載されていない場合には、その書面だけをみても、弁済の対象となった貸付けを容易に特定することができず、充当関係を把握するのに支障を生ずる、との批判があり、⁽²⁰⁾否定説に立つもの（横浜地判平成十五年十二月二十六日消費者法ニュース五八号三六頁、千葉地判平成十六年五月二十四日消費者法ニュース六一号五八頁等）も少なくなかった。また、学説にも、例えば、内田恒久「貸金業規制法施行規則一五条二項の効力に関する一考察」民事法情報二二〇号一二頁のように、否定説の立場から論じたもの

があった。⁽²¹⁾

2 本判決の検討

(1) 貸金業規制法四三条一項は、前述のように、債務者が任意に支払った利息が利息制限法の制限額を超えている場合、本来無効であるはずの当該超過部分の支払いについて、あくまで、貸金業者が貸金業に係る業務規制として定められた貸金業規制法一七条一項および一八条一項所定の各要件を具備した各書面を交付する義務を遵守している限りにおいて、利息制限法一条一項の規定にも拘わらず、これを有効な利息の弁済とみなすものであり、貸金業者がその業務規制に違反した場合には罰則が設けられていることなどからいっても、また、経済的弱者たる債務者保護の立場からも、平成十六年判決②が説示するとおり、貸金業規制法四三条一項の適用要件については、これを厳格に解釈すべきであろう。

そして、このように考えるならば、貸金業規制法施行規則旧一五条二項のうち、「当該弁済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもって、同項第一号から第三号まで（中略）に掲げる事項の記載に代えることができる」と規定している部分に関しては、貸金業規制法四三条一項の適用要件たる一八条書面の記載要件につき、貸金業規制法一八条一項六号が「前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項」（傍点筆者）と定めているにも拘わらず、当該内閣府令で定められた他の記載事項をもって法定事項たる貸金業規制法一八条一項の一号ないし三号所定の記載事項に代えることであるから、本判決や参考判例③の説示するとおり、貸金業規制法による委任の範囲を超え、同法施行規則をもって法律を変えることになるのであって、無効というべきであろう。また、実質的にみても、債務者の側からすれば、契約番号しか記載されていない受取証書（一八条書面）

をみても、弁済の対象となった貸付けを容易に特定することができず、弁済の充当関係を把握するのに支障を生じ得る、あるいは、少なくともそのことに困難を感じるであろうことは否定できない。特に、リボルビング方式の貸付けの場合には、消費貸借基本契約に契約番号が付され、消費貸借基本契約に基づく個々の貸付けごとに契約番号が付されるわけではないことから、債務者にとって、「契約番号」しか記載されていない書面では、消費貸借基本契約の締結時に交付された契約番号の記載された書面と照らし合わせたとしても、弁済の対象となった貸付けがいつ借り入れたものなのかを特定することができず、充当関係の把握に支障が生じることは顕著となろう。以上のことに鑑みるならば、一八条書面につき、契約番号をもって「契約年月日」に代えることは、無効な施行規則に基づく不当な貸付方法というべきであり、「契約番号」の記載をもって「契約年月日」を記載したものと同視することはできないから、「契約年月日」の記載がなく、「契約番号」の記載しかない本件の受取証書は、貸金業規制法一八条一項所定の記載要件を欠くものと解するべきである。⁽²²⁾

(2) また、同様の観点から、一七条書面や一八条書面の記載内容については、貸金業規制法一七条一項および同法一八条一項に記載されている全ての事項が記載されていることが必要であり（平成十六年判決②参照）、また、その記載内容は正確かつ明確であることが必要である（同判例・滝井裁判官による補足意見参照）、と考えるべきであるから、参考判例②の事案のように、貸金業者が債務者に交付した領収書に記載されている受領金額が誤っているような場合には、この領収書の記載内容は正確でないというべきであって、貸金業規制法一八条一項所定の受取証書（一八条書面）の交付があったとはいえないというべきであろう。⁽²³⁾⁽²⁴⁾

IV 期限の利益喪失特約の効力

1 従来の判例・学説の状況

(1) 本判決や参考判例③の事案は、本来、争点②や③について論じるまでもなく、争点①につき、貸金業規制法施行規則旧一五条二項が同法一八条一項六号の委任の範囲を逸脱し無効であるとの判断が下された時点で、みなし弁済規定（同法四三条一項）の適用が否定され得るものである。⁽²⁵⁾しかし、如何に超過利息を受領するための書面の要件を厳しく解釈する判決を打ち出したとしても、それだけでは、貸金業者が当該要件を充たす書面を作成・交付すれば、超過利息の支払いは有効となり、「⁽²⁶⁾いたちごっこ」が続いてしまう。このため、貸金業規制法四三条一項、すなわち、いわゆるみなし弁済規定適用の厳格化を図るための手法の一つとして、貸金業者の貸付けにおいては、通常、利息制限法所定の制限を超える約定利息と共に元本を分割返済することに加え、債務者が元本または約定利息の支払いを遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の約定が存在していることに着目、この「期限の利益喪失特約」の下でのグレーゾーン金利の支払いが同項にいう「債務者が利息として任意に支払った」ものといえるか否かを問題とする考え方が抬頭してきたのであり、その前提として、当該「期限の利益喪失特約」の効力が争点とされることとなったのである。

(2) そもそも、期限の利益喪失特約は、貸金業者によって、高金利を実現するための仕組み金融の一環として利用されてきたふしがあり、単なる債務不履行に対する制裁というよりも、利息制限法内の貸借におけるのとは全く異なつた、利息制限法を超過する利息を收受するための装置としての利用がなされてきたことに注目する必要がある旨

の指摘がある。すなわち、かつて、利息制限法の超過利息を徴収する手段としては、まず、古典的な方法として、弁済の期間をごく短期に設定し借換えをさせることにより、利息制限法違反の事実を不明にする方法があったが、これは、一七条書面・一八条書面の具備が必要となることにより封じられた。次に、借換え時に「任意」弁済させ、超過利息を元本に組み入れる方法と、借換え時に天引きする方法が用いられてきたが、これらは、一連の取引に関する最二判平成十五年七月十八日民集五七巻七号八九五頁等および天引きを制限する平成十六年判決②等によって封じられた。また、この最二判平成十五年七月十八日は、第三の方法として金融業者が保証料の名目で実質的な利息をとることをも制限した。このような「無事故」の際の高利の実現が、貸金業規制法解釈の厳格化に伴い、図り難くなったことも関連して登場してきたのが、消費貸借契約締結時に「期限の利益喪失特約」を盛り込むことにより、債務不履行という「事故」の形式を利用して高利を実現しようとする貸付方法である。すなわち、この場合には、貸金業者は、一面において、債務者に対し、利息制限法の制限を超過する利息の支払いを請求して、弁済があれば「任意」弁済として貸金業規制法四三条の適用を主張でき、他面において、弁済がなければ、遅延損害金として利息制限法四一条一項の一・四六倍の利息を合法化する手段とすることにより、元本一〇万円未満の遅延損害金の利率は、次第に低減化して現在に至った出資法の制限利率と同じ二九・二％となるから、貸金業規制法四三条の要件を充たすことなく、利息制限法一条一項を超える利率を合法化できることとなる。つまり、期限の利益喪失特約は、それが発動されても発動されなくても——少なくとも業者側の計算では——高利を実現する手段となり得るのである。しかも、貸金業者は、期限の利益喪失特約があることにより、制限利率を超える部分を含めて期限に利息が支払われなかった場合に、債務者や保証人に一括返済を請求するか否か、自らの利益に応じて判断できることとなるのであって、多くの利息が得られる初期の段階ではこの請求を極力抑え、多くを得られない終期の段階

では早期の債権回収を図るべくこの請求を行なうといったことも可能である。⁽²⁷⁾ さらに、特約は約款でなされるので、貸金業者は、一方的に利息支払の期限を短期に設定して債務者に遅延損害金を発生しやすくすることもできるのである。これに対し、債務者は、一度でも支払いができない場合には、元本返済の期限の利益が失われて、遅延損害金を請求されたり一括返済を請求される不利益を被り得ることになり、さらに、資金が必要であるのに新たな貸付けを受けられないといった危険にもさらされることとなったのである。⁽²⁸⁾

(3) このような状況下において、当該「期限の利益喪失特約」の効力如何をめぐり、従来、下級審の判断は分かれていた。すなわち、「期限の利益喪失の特約をした場合、当該特約にいう利息とは、約定利率による額であるか、利息制限法一条一項の制限利率による額であるかを問わず、利息債権の弁済と認め得るものをいい、期限の利益を喪失する条件を定めるもの自体としては有効であり、これを制限利率を超える利息の範囲で一部無効視したり、全面的に無効視したりすべきものではない」として、当該特約を全面的に有効と解するものや（東京高判平成十六年十二月二十一日金判一二〇八号一三頁。なお、福岡高判平成十二年六月二十八日判例集未登載⁽²⁹⁾や広島高判平成十二年九月二十二日判例集未登載⁽²⁹⁾も期限の利益喪失約款は全面的に有効であるとする）、期限の利益喪失特約を公序良俗違反の点から検討し、著しく不当なものではないとして有効と解したとみられるもの（本判決の原審たる広島高裁松江支判平成十六年六月十八日、熊本地判平成十六年六月二十九日判例集未登載、福岡高判平成十七年一月二十日判例集未登載）、利息制限法に反する内容はあっても、契約自由の原則によって有効であると解したもの（広島高判平成九年十二月二日判タ一〇〇八号二五八頁）などがあった。が、その一方で、借主が利息制限法所定の制限利率を超過する利息の支払いを怠った場合に、借主が期限の利益を喪失するとする部分は無効であるとした横浜地判平成十六年七月七日金判一一九六号二頁（前掲東京高判平成十六年十二月二十一日の原審）などもあったのであ

る。他方、学説は、当該特約のうち制限超過部分の利息の支払いを怠った場合に期限の利益を喪失するとする部分は無効であり、約定の元本と制限利息の支払いを怠ったときに限り期限の利益を喪失し、これらを支払っていれば、制限超過部分の支払いを怠ったとしても、期限の利益を喪失しないと考えるもの、⁽³⁰⁾「法律行為の一部が無効である場合には〔筆者注〕無効な部分を法律の規定・慣習・条理などによって補充して合理的な内容に改造し、しかる後に、この合理的な内容を強制することが当事者の目的に明らかに反する場合にだけ、全部を無効とすべきものである」との考え方に立脚するものや、これらに対し、当該特約の一部無効論は、理論的には筋の通った解釈ということになるとしながらも、利息制限法制限利息の金額が具体的にいくらかを通常知らない債務者にとっては合理的な結果となる場合もあり得るとして、疑問を呈する見解がある。⁽³²⁾また、利息制限法一条一項によって支払義務を負わない制限超過部分は「自然債務」であるとした上で、制限超過部分を支払わなければ分割払いの利益を喪失するというのでは、その制限超過部分の支払いについて、支払わないという選択肢はないも同然であり、自然債務の性質に反するとして、特約は無効とせざるを得ないとする見解や、⁽³³⁾期限の利益喪失特約について、従来、公序良俗違反を理由に、⁽³⁴⁾「その事由が債務者にとって不当な不利益を強いる結果になるときは、その特約自体が無効となる」と解してきた、その流れを受けて、貸金業者と資金に困窮した消費者や事業者との間で、利息制限法に違反する利息の支払いを約定し、債務者がその支払を遅延した場合に期限の利益を失わせる特約は、まさしく債務者に不当な不利益を強いるものとして、全部無効であると解する余地があるとするものもある。⁽³⁵⁾⁽³⁶⁾

2 本判決の検討

本判決は、期限の利益喪失特約の下での制限超過部分（グレーゾーン金利）の支払いの任意性を論じる前提とし

て、まず、争点②につき、本件期限の利益喪失特約の目的・機能が、債務者に対し、各回の約定どおりの分割弁済を、これがなされなかったときには一括弁済を義務付けるという制裁を課すことによつて、事実上強制し、各回の約定どおりの分割弁済を担保することにあることを考慮し、本件期限の利益喪失特約のうち、制限超過部分の支払いを怠った場合に期限の利益を喪失するとする部分は、利息制限法一条一項の趣旨に反し、無効であつて、当該特約の下で期限の利益を喪失するのは約定の元本と制限利息の支払いを怠った場合に限られるのであり、制限超過部分については、たとえその支払いを怠ったとしても、期限の利益を喪失することはないと判断したのであり、参考判例①②③もこれに続いた。思うに、IV 1(2)で述べたところの消費者金融をめぐる実情に鑑みるならば、また、制限超過利息の支払契約を法律上無効と解する先例(前掲最大判昭和三十九年、前掲最大判昭和四十三年)に立脚するならば、法的に支払義務のない制限超過部分の不払いを理由に、債務者に期限の利益喪失という法的不利益を課すことになる本件期限の利益喪失特約を著しく不合理ないし理不尽なものとしつつも、当該特約を、債務者に不当な不利益を強いるからといつて全部無効としてしまうのではなく、利息制限法一条一項の趣旨に反する部分のみ一部無効とすることにより、“借りたものは返さなければならない”という消費貸借契約の当事者として当然負うべき債務から借主を“逃避”させるのではなく、むしろ、その債務の重みを借主に認識させ、債務者としての自覚を促す効果も期待される一連の最高裁の判断は妥当なものといえよう。⁽³⁷⁾

V 期限の利益喪失特約の下での制限超過部分支払いの任意性

1 従来判例・学説の状況

(1)制限額を超える利息の支払いの任意性という論点に関しては、そもそも、利息制限法が、一条一項において、元本額によつて利率を法定の割合に制限し、その超過部分を無効としておきながら、その二項では、債務者が一項の超過部分を任意に弁済したときには返還請求できないと規定していることから、本来両立し得ないはずの両規定の関係を如何に構成するかが問題となり、かつて、前掲最大判昭和三十九年および前掲最大判昭和四十三年が、同条二項を事実上空文化し、一項に統一することで、いったんは解決が図られたかにみえた。ところが、その後、貸金業規制法が制定されるに及び、同法四三条一項と利息制限法一条一項との間に、再び、類似の矛盾が存在することとなり、グレーゾーン金利をめぐる攻防はみなし弁済が認められるか否かへと移つたのであつて、みなし弁済規定たる貸金業規制法四三条一項にいう「債務者が利息として任意に支払つた」の解釈如何が問われることとなつたのである。⁽³⁸⁾

(2)任意に支払うとは、一般に、他人の強制などによらずに、債務者が自己の自由な意思に基づいて支払うことをいうと解されるので、利息の支払いが強制執行や競売により実現された場合や債権者の詐欺・強迫により利息の支払いがされた場合、取立禁止行為に違反した取立てにより利息の支払いがされた場合については、任意性が否定されるところなのが、ほぼ通説的な解釈である。⁽³⁹⁾問題は、任意性があるというためには、債務者が超過利息部分が無効であることを知りながら支払つたことを要するかどうかという点であり、学説や下級審判例は、積極説・消極説に分

かれ、債務者が超過部分の利息の支払契約が無効であつて、その利息を支払う必要がないことを知った上で支払つた場合に任意性が認められるとする有力な見解もあつたが(大阪地判昭和六十二年二月二十七日金判八五四号一二頁)⁽⁴⁰⁾、他方、最高裁は、むしろ、そのような積極説に対する疑問を呈し、消極説を採るべきであるとする見解もまた有力であつた(大阪高判昭和六十二年九月十八日金判八五四号一〇頁)⁽⁴²⁾。このように見解が対立する中で、最二判平成二年一月二十二日民集四四卷一号三三二頁(以下「平成二年判決」という)は、みなし弁済規定たる貸金業規制法四三条一項にいう「債務者が利息として任意に支払つた」とは、債務者が、利息の契約に基づく利息の支払いに充当されることを認識した上、自己の自由な意思によつて支払つたことをいい、債務者において、その支払つた金銭の額が制限利息を超えていること、あるいは当該超過部分の契約が無効であることまで認識していることは要しないと解するのが相当であると判断し、消極説に立つことを明らかにした。⁽⁴³⁾

(3) そうなると、次に議論の的となるのは、この平成二年判決の示した支払いの任意性の意義を前提とした上で、争点②として検討したところの、一部有効・一部無効と解され得るような期限の利益喪失特約の下で、債務者が、利息として、制限利息を超える金額を支払つた場合、制限超過部分の支払いは貸金業規制法四三条一項にいう「債務者が利息として任意に支払つた」ものといえるか否か、すなわち、債務者が制限超過部分を自己の自由な意思によつて支払つたといえるか否かである。平成十六年判決②の滝井裁判官の補足意見は、この問題について、「このような条項を含む取引においては、約定に従つて利息の支払がされた場合であっても、その支払は、その支払がなければ当初の契約において定められた期限の利益を失い、遅延損害金を支払わなければならないという不利益を避けるためにされたものであつて、債務者が自己の自由な意思に従つたものということはできない。このような期限の利益喪失条項は、当事者間の合意に基づくものではあるが、そのような条項に服さなければ借り入れることが

できない以上、利息制限法の趣旨に照らして、この約定に基づく支払を任意の支払ということとはできないものというべきである。」との見解を示していた。しかしながら、法廷意見がこの問題について判断を示していなかったこともあつてか、この問題については、その後も、下級審判例が、このような期限の利益喪失特約の下では、債務者は、約定利息の支払いを怠れば直ちに期限の利益を喪失すると誤解することにより、強い心理的強制を受けて、期限の利益喪失という不利益の発生を避けるために制限超過部分を支払うものと考えられることから、当該期限の利益喪失特約の下での債務者による制限超過部分の支払いは原則として任意性を欠くとするもの（前掲横浜地判平成十六年七月七日、大阪高判平成十七年三月二十四日消費者法ニュース六三三三頁、横浜地判平成十七年九月二十八日判例集未登載等）と、債務者としては、このような期限の利益喪失特約があつても、約定の元本と制限利息を支払いさえすれば期限の利益を喪失することはないから、当該期限の利益喪失特約の存在によつて直ちに制限利率を超える約定利息額の支払いが強制されるということとはできないなどとして、期限の利益喪失特約が存在するだけでは債務者による制限超過部分の支払いが任意性を欠くとはいえないとするもの（本判決および参考判例①③の原審のほか、前記横浜地判平成十六年七月七日の上告審である前掲東京高判平成十六年十二月二十一日等）とに分かれることとなつた。⁽⁴⁴⁾一方、学説には、期限の利益喪失約款の存在は、利息の支払いを「強制」するものではないが、あたかも制限利率を超える約定利率による利息額を支払わなければ期限の利益を喪失するかのような表示は、通常、債務者を「錯誤」に陥れるものであるから、「任意に支払った」ことにはならないとする見解や、支払いの任意性を債務者の主観的な認識内容に結び付けける議論は現実的な問題解決にならないとする見解⁽⁴⁶⁾などがある。⁽⁴⁵⁾

2 本判決の検討

(1) 本判決は、平成二年判決によれば、みなし弁済規定にいう「債務者が利息として任意に支払った」とは債務者が自己の自由な意思によつて支払ったことをいうのであるから、債務者が強制されて支払った場合には債務者が自己の自由な意思によつて支払ったということができず、支払いの任意性の要件を欠くものと解されることを前提に、まず、貸金業規制法四三条一項は、利息制限法の例外として、本来無効なはずの制限超過部分の支払いを有効な利息の弁済とみなすこととしているのであるから、その適用要件については厳格に解釈すべきものと考えられるのであり（平成十六年判決①および平成十六年判決②）、したがって、支払いの任意性の要件についても、債務者が制限超過部分を支払うにつき、何ら強制を受けていないことを厳格に要求すべきであつて、債務者が、制限超過部分を支払うにつき、事実上にせよ何らかの強制を受けた場合には、制限超過部分を自己の自由な意思によつて支払つたものということはできず、みなし弁済規定の適用要件を欠くと判示、さらに、本件期限の利益喪失特約につき、制限超過部分については一部無効と解されるけれども、このような特約が貸付けに係る契約に入っていると、貸金業者から貸付けを受ける債務者は、通常、その文言どおり、約定の元本と共に制限利息を超える約定利息を支払わなければ元本についての期限の利益を失つてしまうものと誤解して、このような不利益を回避するために制限超過部分を支払うことを事実上強制されることになるとして、債務者が本件期限の利益喪失特約の下で制限利息を超える利息を支払った場合には、債務者において当該誤解が生じなかつたといえるような特段の事情がない限り、原則として、債務者が自己の自由な意思によつて制限超過部分を支払つたものといふことはできないと判断したものであつて、参考判例三件も、概ね同様に解しているものと思われる。各判決の以上の判断については、平成二年判決

が、みなし弁済規定にいう「債務者が利息として任意に支払った」というためには、債務者において、その支払った金銭の額が制限利息を超えていること、あるいは当該超過部分の契約が無効であることまで認識していることを要しないと判示したこととの関係が問題となり得るのであり、法の誤解による約定利息の支払いの事実上の強制支払いの任意性を否定した本判決は、法の不知による約定利息の支払いの事実上の強制支払いの任意性を肯定した平成二年判決と矛盾する疑いがあり、大法廷により判例変更すべきでなかったかとする見解もある⁽⁴⁸⁾。この点については、平成二年判決は、期限の利益喪失特約については特に問題とすることなく、約定利息の支払契約の無効に関する問題であるとの観点から、債務者が、利息制限法の制限を超える利息の契約に基づき、制限超過部分の支払義務があると誤解してこれを支払ったとしても、それだけでは当該支払いの任意性を欠くとはいえないと判示したものであつて、当該特約のある場合の制限超過利息等の支払いが任意にされたものであるか否かについては、何ら判断をしていないと解されるのに対し、今回の各判決は、利息の契約に加えて、これとは別の、期限の利益喪失特約と、債務者に対して制限超過部分の支払いを事実上強制する契機があることを理由として、支払いの任意性を否定するものであることから、平成二年判決と矛盾するものではないと考える⁽⁴⁹⁾。むしろ、既に前記貸金業規制法施行規則改正②がなされていることに鑑みるならば⁽⁵⁰⁾、借り手は、通常、制限超過部分の利払いについての期限の利益喪失特約が無効であることを知っていることとなるのであり（もし借り手がこの点を認識できないようであれば、みなし弁済規定の適用要件たる一七条書面としての記載要件を充たしているか否かの問題となろう〔注（47）参照〕）、借主が、元本および制限利息に加え、制限超過部分の利息をも支払った場合には、本判決が大法廷判決でなかった結果として平成二年判決が未だ「活かしている」からこそ、貸金業規制法制定前の最高裁の判例準則（前掲最大判昭和三十三年、前掲最大判昭和四十三年）に返ってこれを元本等に充当するのではなく、「自然債務」ないしはこれ

に類するものと捉えて、原則として支払いの任意性を肯定し、みなし弁済規定の適用を認めるべきこととなる。そして、このように解することは、期限の利益喪失特約について IV 2 で述べたところと同様、*「借りたものは返さなければならない」*という消費貸借契約の当事者として当然負うべき債務から借主を「逃避」させることなく、その債務の重みを借主に認識させ、債務者としての自覚を促すことにも繋がるものと考ええる。

(2) なお、この点については、参考判例②において上田裁判官の少数意見が付されているが、同意見は、下級審において優勢であった任意性肯定説を支持するものであり、多数意見のような考え方は貸金業規制法の立法趣旨から離れてしまう虞があることや、期限の利益喪失特約は、一般的には、もともと債務者の自由意思に基づいて締結されたものであることなどを指摘し、期限の利益喪失特約による心理的強制について、詐欺・強迫や貸金業規制法二一条により禁じられている取立行為と同視できる程度の違法不当な心理的圧迫を債務者に加えて支払いを強要するものとは評価することができず、任意性が認められる、としている⁽⁵¹⁾。

確かに、期限の利益喪失特約がある場合の制限超過利息等の支払いが任意の支払いといえるか否かは、いずれにも解釈できる微妙な問題であり、平成二年判決に照らせば、この特約による強制は、制限利率の超過や契約無効に関する誤解による心理状態と同質とみて、この少数意見のように解する余地も考えられなくはない（東京地判平成九年二月二十一日判タ九五三号二八〇頁）。しかし、本判決も説示するとおり、貸金業規制法四三条一項は、債務者が利息制限法の制限利率を超える利息を支払った場合でも、貸金業者が一七条書面および一八条書面を債務者に交付する義務を遵守しているときには、その支払いが任意になされた場合に限って、あくまで例外的に、本来は無効な、制限超過部分の利息の支払いを有効なものとみなす旨を定めたものであり、また、貸金業規制法は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図ること等を目的として、貸金業に対する必要な規制

等を定めているのであるから、その貸金業規制法の趣旨・目的（一条）等に鑑みると、同法四三条一項の規定の適用要件については、これを厳格に解釈すべきものと考えられる。しかも、約定利息の支払いを怠ると、今度はそれが元本に組み入れられ、発生する利息の金額が大きくなるが、債務者が一度でも支払いを怠って期限の利益を失うと、一括全額返済が請求されて、かつ、新たな貸付けを受けることすらできなくなる危険が生じ得ることを考えるならば、単に制限利率を超える利息が約定されるよりも、期限の利益喪失特約がなされる方が、債務者に作用する心理面でのプレッシャーは遙かに大きいといえよう。そうでなくとも、貸金業規制法や利息制限法による利率は、民法の定める年五%（四〇四条）、商法の定める年六%（五一四条）の利率と比べても、かなり高利率なのであり、特に現在のような低金利の時代においては、一般の銀行の預金金利や貸金金利に比べ、極めて高利率といふべきであつて、貸金業者が当該高金利の御蔭で多額の収益を上げている一方で、貸金業者から金銭を借り受けた債務者の多くが、現在の超低金利時代に、貸金業規制法による極めて高い制限超過利息・遅延損害金の支払いに苦しみ、その支払いのために、さらに他の貸金業者からも金銭を借り受けるなどして、いわゆる多重債務者となり、破産する等、生活が破綻して苦しんでいる現在の社会状況の下においては、債務者保護の立場から、期限の利益喪失の特約のある場合の制限超過利息等の支払いは、特段の事情のない限り、任意に支払われたものではないとして、貸金業規制法四三条一項の所定のみなし弁済の適用を否定する解釈を採った今回の一連の最高裁判例の判断は、やはり妥当なものであつたと考える（なお、注（47）参照）。

VI 実務への影響

今回の一連の最高裁判決後、消費者金融各社には、それまで利息制限法での上限を超えて支払った金利（過払金）の返還を求める借り手が殺到、二〇〇六年十一月十三日には全国の多重債務者一、八〇〇人によって請求金額が計二七億円を超える訴訟も提起されており、消費者金融会社の収益環境が厳しさを増しているといわれる。すなわち、貸金業界の足元では過払金の返還請求が負担となっており、二〇〇六年九月中旬期決算では、消費者金融大手全五社が上場後初めての最終赤字を余儀なくされたのであり、通期でも赤字となる見込みと伝えられているのであつて、返還に備えた引当金が大手四社だけで計約一兆八〇〇億円に達している。⁽⁵⁵⁾さらに、本判決をきっかけに成立した、①みなし弁済制度（グレーゾーン金利）を廃止し、出資法の上限金利を二〇％に引き下げる（これを超える場合は刑事罰を科す）とともに、利息制限法の上限金利（二〇％→一五％）と出資法の上限金利（二〇％）の金利での貸付けについては行政処分の対象とすること、②貸付けにあたり、トータルの元利負担額などを説明した書面の事前交付を義務付けること、③総量規制の導入（年収の三分の一以下）と、当該規制導入に伴う全貸金業者への「信用情報機関」加入の義務付け、④借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約の締結禁止、⑤夜間に加えて日中の執拗な取立行為等、取立規制の強化などを骨子とする改正法（貸金業規制法は「貸金業法」と改称）が施行されれば、高金利を背景にした高収益体質が揺らぐのは必至のため、業界全体で淘汰・再編が進むことが予測されている。⁽⁵⁶⁾特に、貸し出す際の上限金利が二〇％以下に抑えられる影響は大きいといわれ、現在二一―二三％程度となっている大手の平均貸付金利は一六―一七％程度にまで低下するとみられており、⁽⁵⁷⁾経費削減が進まな

ければ、営業利益は半分以上になるとの試算もある。金利が下がればリスクに見合うように融資を絞り込む必要があることとなり、貸金業者は、金利収入が減る分、返済能力が高い人に貸し出しを絞ることになるのではないかと
もいわれている。そのため、多重債務に陥っている人などに、貸し渋りや貸し剝しが起こる可能性も指摘されてい
る。また、借り手の総量規制の導入で各社の貸出残高が減る公算も大きいといわれ、必要な金員が手当てできな
くなった債務者の個人破産が増えて、貸し倒れ費用が増大する懸念や、多重債務者が中小業者から借金して大手への
返済に充てている例もあるとされる中、体力の弱い中小の破綻が相次げば大手にも影響が及ぶ可能性がある点も指
摘されている。他方、一連の「借り過ぎ防止策」は貸金業法完全施行までに実施される予定であり、安易な借金に
歯止めをかけ、多重債務の未然防止に効果を発揮することが期待されているが、資金が必要な人に貸さないだけで
は、ヤミ金融からの借りに流れることになるのではないかと指摘もあり、資金繰り難から生活が立ち行か
なくなる人を救済する制度の整備は積み残された課題である、といわれている。⁽⁶⁰⁾ もともと、このような、主として貸
金業界およびその周辺からの改正法施行後の見通しに関する主張に対しては、各方面から厳しい反論もなされて
おり、⁽⁶¹⁾ できるだけ早い時期に改正法が施行され、新しい制度を実際に運用しながらさらなる問題点を洗い出してい
く中で、これまで、ともすれば人間としての尊厳すら保つことのできないような立場に置かれることも少なからず
あった金銭消費貸借契約の一方当事者たる借り手にとって、真の意味で有意義な——責任ある債務者ないし（金融
サービスの）消費者としての地位を全うするという側面も含めて——ものとなる制度の構築が待たれるところであ
る。

VII おわりに

以上、本稿においては、制限超過利息（いわゆるグレーゾーン金利）をめぐる問題を中心に、本判決および本判決が果たし得た役割について、若干ではあるが、考察を加えてみた。もっとも、貸金業とその利用者を取り巻く状況は、本判決後も決して改善されたとは言い難く、むしろ、改めてその深刻さが浮き彫りとなっているように思われる。また、本稿の主題からは離れるため、今回は取り上げなかった貸金業規制法の改正点についても、例えば、違法な取立行為に走りやすい零細かつ悪質な業者を排除し資産基盤が厚い優良企業を選別するために、貸金業への参入条件の厳格化が図られ、純資産が五、〇〇〇万円以上であることが求められることとなった結果、市民によって設立され、福祉や環境といった一般の金融機関からは融資を受けにくい分野を担う地域の NPO（非営利組織）やコミュニティビジネスなどに低利で融資を行なう非営利の金融団体、いわゆる「NPO バンク」の活動が窮地に立たされ、その多くが存亡の危機に瀕するのではないかと懸念されたことをみても、本判決をきっかけに貸金業界が長年にわたって溜め込んだ「膿」を出すために振るった「メス」であるにも拘わらず、云わば「反す刀で」一見無関係に思われる市民の地域活動やボランティア活動までをも潰してしまいかねない影響を及ぼし得ることを考えるならば、他の分野・領域との接点ないしは連携を視野に入れず、ただ単に貸金業者との関係においてのみ債務者（特に多重債務者）の救済に資すればよいというのでは十分でない。また、同様のことは、セーフティーネットの構築についてもいえるのであって、各地で、生活協同組合が、多重債務者にカウンセリングを行ない自立資金を低利で貸し付ける「生活再生事業」に乗り出しつつあるが、生活協同組合法に当該事業に関する規定がないために都

道府県の認可が得にくく、せっかくのアイデアが活かされないまま暗礁に乗り上げている地域も少なくないことに鑑みるならば⁽⁶³⁾、もっと鳥瞰的かつ総合的な見地から、実際の施策を講じていくべきであろう。

(1) 司法統計年報によれば、全地方裁判所における破産新受事件につき「貸金業関係」が「自己破産」に占める割合は年々増加する傾向にあり、特に、自然人の場合、二〇〇〇年度には八〇%を切っていたものが、僅か三年後の二〇〇三年度には九〇%を超えるまでに激増している（『司法統計年報 民事・行政事件編 平成十二年度』六一頁、『平成十三年度』六七頁、『平成十四年度』六七頁、『平成十五年度』六七頁、『平成十六年度』七一頁。なお、日本弁護士連合会他主催「シンポジウム サラ金・クレジットの高金利を考える―多重債務社会を克服しよう―報告書（付資料篇）」資料篇一七頁、樋口大輔・坂野友昭「消費者金融顧客の自己破産―その特徴と原因―」（<http://www.waseda.jp/pj/irics/page4.html>；FILE No.IRCSF04-002）三頁以下および二頁以下、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会「一九九七年破産記録全国調査」一頁以下・七頁以下、同「二〇〇〇年破産記録全国調査」一頁以下・一〇頁以下、同「二〇〇二年破産事件及び個人再生事件記録調査」一頁以下・一五頁以下参照。

(2) 警察庁の統計によれば、経済生活問題が原因・動機となったと思われる自殺者数は、一九九七年までは一、〇〇〇～三、〇〇〇人台で推移していたものが、一九九八年に経済成長率がマイナスに転じたのを機に倍増、特に倒産や失業による自殺が急増したといわれており（朝日新聞二〇〇五年六月二日付夕刊、二〇〇三年には八、八九七人に達した（警察庁生活安全局地域課「平成十七年中における自殺の概要資料」補表七「原因・動機別自殺者数の推移」<http://www.npa.go.jp/toukei/index.html>）。当該原因・動機中、負債を理由とするものが、二〇〇三年には五、〇四三人（読売新聞二〇〇四年七月二十三日付朝刊）、二〇〇四年には七、九四七人中四、三三八人（前掲朝日新聞夕刊）、二〇〇五年には――遺書がある者に限ってみると――三、二五五人中一、九九六人（改正法案審議過程における長妻昭委員の質疑に対する竹花豊政府参考人の答弁「第一六五回国会衆議院財務金融委員会議録第十一号二七頁」参照。なお、国の統計として当該原因・動機の内訳が公表されたのはこれが初めてといわれている（前掲竹花答弁に対する長妻発言、毎日新聞二〇〇六年十一月二十九日付朝刊参照）に達している。また、金融庁「消費者信用団体生命保険の再調査結果について（平成十八年十一月二十八日）」別紙「平成十八年三ヶ月消費者信用団体生命保険実績（消費者金融）一七業者合計」によれば自殺を原因とする保険金受取件数の死因等判明件数に占める割合は二三・九%、同別紙「同（大手消費者金融五社合計）」によれば同割合は平均二五・五%となっており、死因等が判明しているだけでも、借り手の四人に一人が、自殺するこ

とによっておりる保険金を消費者金融業者への借金「返済」に充てている実態が明らかとなっている (<http://www.fsa.go.jp/news/18/20061128-2.html>)。なお、辻泰弘「第二高金利による被害の実態」日本弁護士連合会他・前掲報告書九頁以下、日本弁護士連合会他・前掲報告書資料篇一九頁・八五頁以下、国民生活センター「多重債務問題の現状と対応に関する調査研究」三頁以下・三六頁以下・五二頁以下・六六頁以下、日本弁護士連合会「金利引き下げ問題 Q & A」(<http://www.nichibenren.or.jp/ja/committee/list/data/kinrikisage-ga2.pdf>) 一頁以下参照。

(3) 中田邦博「特集 制限利息超過資金における期限の利益喪失と支払いの任意性」本判決の意義と射程」銀法六五九号一七頁、塩崎勲「利息の支払の任意性」に関する最高裁判例の論理と問題点」判例評論五七二号四頁(判時一九三七号一六六頁)、野村修也「貸金業規制の行方」ジュリ一三一九号二頁以下、宇都宮健児「貸金業規制の課題―消費者の立場から」ジュリ一三一九号一三頁以下、金山直樹「特集 貸金業規制法制の改正が金融実務に与える影響」利息制限立法のあり方」銀法六六九号一三頁、小野秀誠「制限超過利息を任意に支払った場合と貸金業規制法 43 条」星野英一・平井宜雄・能見善久編「民法判例百選 II 債権」(第五版新法対応補正版)一二四頁、谷口知平「甲斐道太郎編『新版注釈民法(18) 債権(9)』七三三頁以下(甲斐執筆部分)、佐久間邦夫「債務者の利息の支払が貸金業者の預金等の口座に対する払込みによってされた場合における貸金業の規制等に関する法律四三條一項によるみなし弁済と同法一八條一項に規定する書面の交付の要否」法曹会編「最高裁判所判例解説民事篇 平成十一年度(上)」四四頁以下、後藤勇「貸金業の規制等に関する法律についての最近の最高裁判例」判タ二一六号二七頁以下、木戸哲「消費者金融利息制限に道」(滝井元最高裁判事へのインタヴュー記事) 毎日新聞二〇〇六年十一月五日付朝刊等。

(4) 小野「貸金業にまつわる最近の最高裁判例の法理」ジュリ一三一九号二六頁以下、渡邊知行「期限の利益喪失特約と貸金業法 43 条のみなし弁済」金判一二四二号五四頁、尾島茂樹「グレーゾーン金利」法教三〇九号三頁、呉東正彦「最高裁判 18・1・13 判決と平 18・1・19 判決 シティズ四三三條シティズの貸金業法四三三條の主張を否定した最高裁判決」消費者法ニュース第六六号二三頁、金山・前掲論文一四頁、日本弁護士連合会「第五六回定期総会・出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること等を求める決議」(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion.ga_res/2006_4.html)、木戸哲・前掲記事。

(5) 平成十八年四月十一日内閣府令第三九号。なお、貸金業制度等に関する懇談会「懇談会におけるこれまでの議論(座長としての中間整理)」平成十八年四月二十一日資料編一三頁(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kasikin/20060421.html) 参照。

(6) 本判決および参考判例①②③は、それぞれ、別個の事件であるが、今後生じてくる同様のケースにも適用し得る判例準則を導

き出すという観点からも、本稿においては、各判例ごとに事実の概要を詳述することは敢えてせず、事実関係のうち、各判例に共通して問題となり、かつ、本稿の主題を論じる上で必要不可欠となる、云わば『最大公約数』的な部分に絞ってこれを抽出し纏めたことから、事実の『モデル』として紹介することとした。また、判旨についても、同様の観点から、判決文を抜き書きすることはせず、本稿におけるテーマを論じる上で共通する部分を要約する形で紹介することとした。

(7) 参考判例②および最三判平成十八年一月二十四日民集六〇巻一三一九頁参照。なお、後者については、本稿のテーマである期限の利益喪失特約の効力如何や当該特約の下での制限超過利息支払いの任意性が——傍論で触れられてはいるが——争点となっていないこともあり、参考判例からは除外した。

(8) 成立した改正法では、グリーン金利の廃止は施行から二年半以内（公布から概ね三年を目途）に実施するものとされており（金融庁「貸金業法等改正の概要」[<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>]二頁）、改正法案審議の過程において参考人として発言を求められた大手消費者金融の社長等は、この間、当該金利による貸付けを継続する考えである旨、答弁している（川内博史委員からの質疑に対する石井恒男・神内博喜・福田吉孝各参考人の答弁「第一六五回国会衆議院財務金融委員会議録第八号一三頁」参照）。

(9) 後藤・前掲論文三二頁、小田部胤明・阪岡誠「貸金業規制法四三条（三訂増補版）一三二頁以下、難波孝一「貸金業法四三条に関する判例の動向」薦田茂正・中野哲弘編『裁判実務大系 第13巻』四八頁以下、大蔵省銀行局内貸金業関係法令研究会編「問一 貸金業規制法の解説」一二五頁、滝澤孝臣「貸金業の規制等に関する法律四三条一項にいう『債務者が利息として任意に支払った』及び同条三項にいう『債務者が賠償として任意に支払った』の意義」法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇（平成二年度）』六七頁（注31）。

(10) 近藤崇晴「一 貸金の元利金の分割払による返済期日が『毎月×日』と定められた場合に×日が日曜日その他の一般の休日に当たるときの返済期日の解釈（以下略）」法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇 平成十一年度（上）』二二二頁以下・二三〇頁（注10）（注11）、後藤・前掲論文三二頁、判時一九二六号二九頁以下。

(11) 判時一九二六号二九頁、判タ二二〇五号八七頁。

(12) 鎌野邦樹「包括的融資契約において貸金業規制法四三条一項、三項の適用を受けるために同法一七条一項が要求する交付書面の内容」判例評論四六五号三三頁（判時一六一二号一九五頁）以下、近藤・前掲論文二二二頁以下・二三〇頁（注12）。

(13) 判時一九二六号二九頁以下、判タ一二〇五号八七頁。

(14) 小野・前掲論文(ジュリ)二六頁・二八頁。

(15) 尾島・前掲論文三頁、後藤・前掲論文三六頁、滝澤「Kinpan Lesson 50 第51講 みなし弁済規定の適否」金判一二二一号一八一頁以下、判タ一一四七号一〇三頁。

(16) 後藤・前掲論文三二頁以下、判時一九二六号二九頁以下、小野「一日賦業者の貸付と、借用証書の記載内容の正確性または明確性。日賦業者の貸付に、貸金業法四三条一項の規定が適用される要件(以下略)」民商一三五卷一号二〇七頁以下、滝澤「金融・商事判例の一年を振り返って二〇〇六(上)——個人的な備忘のために」金判一二五六号九頁。

(17) 小野・前掲論文(ジュリ)二九頁以下、尾島・前掲論文二頁以下。

(18) さらに、みなし弁済が認められないことを前提とした過払金返還請求権行使のための情報収集という観点から重要な意義を有する貸金業者の取引履歴開示義務を認めた最三判平成十七年七月十九日判時一九〇六号三頁も下されている。

(19) 小野・前掲論文(ジュリ)二九頁。

(20) 判タ一二〇五号一〇〇頁。

(21) 判時一九二六号一七頁以下、後藤・前掲論文三五頁以下、森泉章編著『新・貸金業規制法 第二版』一六〇頁(小林元治執筆部分/荏原洋子改訂担当)。

(22) 後藤・前掲論文三一頁・三五頁、小野・前掲論文(ジュリ)三三頁、判時一九二六号一七頁、森泉・前掲書一六〇頁以下(小林執筆部分/荏原改訂担当)。

(23) 後藤・前掲論文三一頁以下・三六頁、判時一九二六号三〇頁。

(24) なお、本判決は、争点②に関連する部分において、利息制限法所定の制限利率を超過する部分の支払いを怠った場合に期限の利益を喪失するとする部分は無効であることを明記していなくとも、当事者の合意した内容を記載していれば一七条書面に該当するとし、さらに参考判例③も同様の判断をしているが、この点は、貸金業規制法一七条一項の趣旨に照らして——少なくとも、金融庁による前記貸金業規制法施行規則改正②がなされていなかった当時としては——当然の判断であったことや、下級審においても同旨の判断をするものが殆どであったことから、判示事項・判決要旨には取り上げられなかったものと思われる(判時一九二六号一九頁以下、山下寛Ⅱ土井文美Ⅱ衣斐瑞穂Ⅱ脇村真治Ⅱ「過払金返還請求訴訟をめぐる諸問題(上)」判タ一二〇八号五頁)。

- (25) 渡邊・前掲論文五四頁。
- (26) 木戸哲・前掲記事。
- (27) 鎌野「利息制限法・貸金業規制法の今日的課題―最近の三件の高裁判決（上告・最高裁係争事件）を中心として―」千葉一八巻一号一三三頁。
- (28) 小野・前掲論文（ジュリ）三二頁、同・前掲論文（民商）二二〇頁以下、渡邊・前掲論文五四頁。なお、山下他・前掲論文一三頁以下参照。
- (29) どちらも、小野「利息制限法理の新たな展開（下）―借換、一連の取引、期限の利益喪失約款―」判例評論五二〇号六頁（判時一七七九号一六八頁）以下において紹介されている。
- (30) 森泉編著『新・貸金業規制法』（第一版）三一頁（鎌野執筆部分）、同・前掲書（第二版）四三三頁（鎌野執筆部分）、小野・前掲論文（判例評論）二頁（判時一六四頁）等。
- (31) 我妻榮『新訂民法総則』二五八頁・四二四頁、渡邊・前掲論文五四頁参照。
- (32) 茨木茂「みなし弁済否定の最高裁判決―その画期的判断（最二判平成18・1・13ほか）と今後」NBL八三〇号三二頁。
- (33) 須藤典明「利息制限法による制限超過利息の支払い遅延を理由とする期限の利益喪失特約の効力と貸金業法43条1項によるみなし弁済のための支払いの任意性の有無」金判一二四三号六頁、森泉・前掲書（第一版）二九五頁（鎌野執筆部分）。なお、グレーゾーン金利を自然債務と考えるべきではないとする見解として、森泉・前掲書（第二版）四一七頁（鎌野執筆部分）。
- (34) 於保不二雄編『注釈民法（4）総則（4）』四一四頁（金山正信執筆部分）。
- (35) 鎌野・前掲論文（千葉）一三五頁以下。なお、森泉前掲書（第二版）三六〇頁以下（苅原執筆部分）も全部無効説を採用。
- (36) 判時一九二六号二九頁、塩崎・前掲論文五頁（判時一六七頁）以下、渡邊・前掲論文五四頁、山下他・前掲論文五頁注1）。
- (37) 判時一九二六号一九頁・三一頁、小野・前掲論文（ジュリ）三一頁、塩崎・前掲論文六頁（判時一六八頁）。
- (38) 小野・前掲論文（ジュリ）二六頁、尾島・前掲論文二頁。
- (39) 森泉・前掲書（第一版）一四九頁以下（小林執筆部分）、同・前掲書（第二版）二三〇頁（小林執筆部分／苅原改訂担当）、第九六回国会衆議院大蔵委員会における箕輪幸代委員の質疑に対する大原一三議員（立法提案者）の答弁（同会議録第二五号一一頁）、同じく参議員大蔵委員会における多田省吾委員の質疑に対する答弁（同会議録第一五号一〇頁）、第九八回国会参議院大蔵委

員会における塩出啓典委員の質疑に対する同議員の答弁(同会議録第四号二六頁)。

- (40) 学説としては、森泉・前掲書(第一版)三〇一頁(鎌野執筆部分)、同・前掲書(第二版)四二三頁(鎌野執筆部分)、同「貸金業規制法四三条の『みなし弁済規定』の意義」判時一〇八一八頁、小田部「貸金業法四三条の要件と立証」判時一〇八一号一三頁等。

- (41) 最高裁判所事務総局民事局監修『民事裁判資料第一五九号 貸金業関係事件執務資料』三六頁以下。

- (42) 大蔵省銀行局内貸金業関係法令研究会編・前掲書一二三頁参照。

- (43) 塩崎・前掲論文四頁(判時一六六頁)、滝澤・前掲論文(金判一二二一号)一八一頁。

- (44) 判時一九二六号一八頁以下・三〇頁、塩崎・前掲論文六頁(判時一六八頁)以下、滝澤・前掲論文(金判一二二一号)一八一頁、判タ一二〇五号一〇一頁。なお、滝澤「特集 貸金業規制法制の改正が金融実務に与える影響」判例の変遷と法改正後の課題―多分に個人的な雑感として―銀法六六九号一八頁以下参照。

- (45) 河津博史「期限の利益喪失特約のある金銭消費貸借契約に基づく利息の支払いの任意性は、弁済時の事情等やその受取証書の記載などによって個別的に判断されるべきとされた事例(破棄差戻し)」(東京高判平成16・12・21金融・商事判例一二〇八号一三頁、金融法務事情一七四一号三七頁)銀法六五八号七一頁。

- (46) 滝澤「金融・商事判例の一年を振り返って二〇〇五(上)―個人的な備忘のために」金判一二三一号一一頁。

- (47) 各判決は、いずれも、当該特段の事情について具体的な例示はしていないが、文脈から推測して、例えば、貸金業者が貸付けの際に債務者に対して当該誤解を解くような説明をしていたことや、契約の文言が当該誤解を招く虞のない書きぶりになっていたことなどにより、債務者が、本件期限の利益喪失特約が存在しても、約定の元本および制限利息さえ支払っていれば期限の利益を喪失することはないことを知っている場合などが考えられるとされている(判時一九二六号一九頁、塩崎・前掲論文七頁(判時一九九頁)以下、後藤・前掲論文三〇頁、判タ一二〇五号一〇二頁、須藤・前掲論文七頁以下)。もっとも、この点に関しては、前記貸金業規制法施行規則改正②により、現在では一応の立法上の解決が図られたとみることもできる。しかし、改正後の施行規則自体も、義務付けられた当該記載を契約に盛り込む際の具体的文言についてまで規定しているわけではないので、当該記載の表現等を含め一七条書面たるべき要件を充たしているか否かの判断はなお必要であり、当該記載が曖昧であったり不正確であったりした場合には、IIIで述べたように、厳格な解釈を以て臨むべきであって、判例とは云わば逆に、債務者において当該誤解が生じ

得るといえるような特段の事情があるものとして対処すべきである、と考える。

(48) 滝澤「特集 制限利息超過貸金における期限の利益喪失と支払いの任意性」『支払いの任意性』へー最二判平成18・1・13、最一判平成18・1・19、最三判平成18・1・24の意義とその射程―銀法六五九号一四頁。また、滝澤・前掲論文（銀法六六九号）一八頁・二〇頁以下および二二頁（注3）（注4）（注5）参照。なお、別の観点から、今回の一連の最高裁判決をもって平成二年判決の実質的な判例変更とみることもできる、とするものとして小野・前掲論文（民商）二二三頁。

(49) 判時一九二六号一九頁、後藤・前掲論文二九頁、塩崎・前掲論文七頁（判時一六九頁）。

(50) さらに、現在、貸金業者に対しこの点についての説明義務を課す方向での検討が行なわれているとのことであり（改正法案審議過程における佐々木憲昭委員の質疑に対する山本有二国務大臣「金融担当」の答弁「第一六五回国会衆議院財務金融委員会議録第二号四一頁」参照）、これが実現すれば、借り手の認識不足につき、当該説明義務違反が問題となる場合もあり得よう。

(51) 賛同するものとして塩崎・前掲論文六頁（判時一六八頁）以下。なお、須藤・前掲論文五頁以下参照。

(52) 渡邊・前掲論文五六頁、後藤・前掲論文二九頁、村千鶴子「だまされない!! ワイド版 どうして貸金業者は高金利？」毎日新聞二〇〇六年三月十二日付朝刊。

(53) 読売新聞二〇〇六年十一月十三日付夕刊。

(54) 読売新聞二〇〇六年十一月一日付朝刊。

(55) 「ニュースがわかる 貸金業法来秋施行へ」日本経済新聞二〇〇六年十一月四日付朝刊。なお、大手四社が返還した利息の総額は、二〇〇六年四月以降の半年間で、約六〇〇億円を突破している（読売新聞二〇〇六年十二月六日付夕刊）。

(56) なお、赤間清広「多重債務防止の切り札 融資情報共有に課題」毎日新聞二〇〇六年十一月五日付朝刊参照。

(57) 但し、既に述べたように（注8参照）、グレーゾーン金利の廃止は施行から二年半以内（公布から概ね三年を目途）に実施するものとされており、貸金業界としても、それまでは当該金利による貸付けを継続する考えであることから、少なくともその間は、本判決をはじめとする一連の判決のもつ意義は失われないといえよう。

(58) その後、年が明けてから、米金融大手グループが日本国内に展開する消費者金融事業のリストラ策を発表するとともに（毎日新聞二〇〇七年一月九日付夕刊「赤間執筆担当」）、それら関連会社を傘下に置く金融持ち株会社設立の方針を明らかにする一方

(毎日新聞二〇〇七年一月二十七日付朝刊〔赤間執筆担当〕、日本の消費者金融大手各社も、経営規模の縮小・合理化を進めるなど(毎日新聞二〇〇七年一月二十一日付朝刊〔平地修執筆担当〕)、業界再編の兆候が既にみえ始めている様子が報じられている。なお、「五味金融庁長官記者会見の概要(平成十九年一月二十二日付) (<http://www.fsa.go.jp/common/conference/com/2007a/20070122.html>) 参照。

(59) 日本経済新聞二〇〇六年十二月八日付夕刊。

(60) 第一六五回国会衆議院財務金融委員会における神内発言(同会議録第八号三頁・九頁)・福田発言(同四頁・九頁)・石井発言(同七頁以下)、早稲田大学消費者金融サービス研究所「上限金利規制が消費者金融市場と日本経済に与える影響」(<http://www.waseda.jp/prj-irctfs/page4.html>; FILE No.IRCFS06-002) 三頁以下(なお、当該 Working Paper の要旨を紹介したものと)、季刊タパルス第二巻第七号一〇頁以下。また、堂下浩「上限金利引き下げの影響に関する考察」(<http://www.waseda.jp/prj-irctfs/page4-2003.html>; FILE No.IRCFS03-002) 一頁以下、坂野友昭「消費者金融市場における上限金利規制の影響」日本のデータによる分析結果」(<http://www.waseda.jp/prj-irctfs/page4-2002.html>; FILE No.IRCFS02-007) 一頁以下参照)、吉元利行「特集 制限利息超過貸金における期限の利益喪失と支払いの任意性」低金利貸金業者にも影響が出る貸金業法施行規則の削除」銀法六五九号二四頁以下、木戸哲・前掲記事、前掲日本経済新聞(二〇〇六年十一月四日付)等。

(61) 国民生活センター・前掲書二〇頁以下、鈴木嘉夫「第五 貸金業界の意見の要旨とその反論」日本弁護士連合会他・前掲報告書三六頁以下、日本弁護士連合会他・前掲報告書資料篇七七頁以下、日本弁護士連合会・前掲 Q & A 五頁以下・八頁以下・一三頁・一七頁以下等。

(62) 読売新聞二〇〇六年十一月十八日付朝刊、毎日新聞二〇〇六年十一月十九日付朝刊。なお、この点については、改正法成立に際し、衆参両議員の附帯決議中に、政府が配慮すべき事項として、市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、改正法施行後二年六月以内に行なわれる見直しにあたり、これら「NPOバンク」の参入・存続が可能となるよう、法律本則に明記するなど必要な見直しを行なうことが盛り込まれた。

(63) 多重債務取材班「縦並び社会 広がる多重債務 「生活再生事業」各地で生協、支援に本腰」毎日新聞二〇〇六年十二月九日付夕刊。

※文中引用した文献の略語は、法律時報七九巻一号巻末（一九三頁）の文献略語表による。

【謝辞】 本稿は、二〇〇六年十一月十一日、(株)日本法律家協会二階会議室で行なわれた同協会・民事法判例研究会において本判決および参考判例①②③についての報告を担当した際の報告原稿を基に、加筆・修正したものである。当日は、同研究会を主催されている永井紀昭先生・川井健先生・田尾桃二先生をはじめ、御参加の皆様方から貴重な御意見・御批判等を賜わった。末筆ながら、ここに心から深謝申し上げる次第である。

（二〇〇七年一月三十一日脱稿）

【参考文献一覧】 本文中および注において挙げたものを含む。

宇都宮健児編著『多重債務被害救済の実務』勁草書房（二〇〇五）

大蔵省銀行局内貸金業関係法令研究会編『一問一答貸金業規制法の解説』金融財政事情研究会（一九八三）

小田部胤明＝阪岡誠『貸金業規制法四三条（三訂増補版）』ペルソナージュ（一九九八）

小田部胤明／阪岡誠監修『貸金業に厳しい新法』ペルソナージュ（二〇〇一）

小野秀誠『利息制限法と公序良俗』信山社（一九九九）

於保不二雄編『注釈民法（4）総則（4）』有斐閣（一九六七）

国民生活センター『第36回国民生活動向調査―家計の管理と金融トラブル―』国民生活センター（相談調査部調査室）（二〇〇六）

国民生活センター『多重債務問題の現状と対応に関する調査研究』国民生活センター（相談調査部調査室）（二〇〇

〇六

最高裁判所事務総局民事局監修『民事裁判資料第一五九号 貸金業関係事件執務資料』法曹会(一九八五)

滝澤孝臣『民事法の論点―その基本から考える』経済法令研究会(二〇〇六)

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会『一九九七年破産記録全国調査』(一九九九)

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会『二〇〇〇年破産記録全国調査』(二〇〇〇)

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会『二〇〇二年破産事件及び個人再生事件記録調査』(二〇〇三)

日本弁護士連合会〓東京弁護士会〓第一東京弁護士会〓第二東京弁護士会〓横浜弁護士会〓埼玉弁護士会〓千葉県

弁護士会主催『シンポジウム サラ金・クレジットの高金利を考える―多重債務社会を克服しよう―報告書(付

資料篇)』(二〇〇五)

森泉章編著『新・貸金業規制法 第一版』勁草書房(二〇〇三)、『同 第二版』同(二〇〇六)

谷口知平〓甲斐道太郎編『新版注釈民法(18) 債権(9)』有斐閣(一九九二)

我妻榮『新訂 民法総則』岩波書店(一九六五)

我妻榮『新訂 債権総論』岩波書店(一九六四)

茨木茂『みなし弁済否定の最高裁判決―その画期的判断(最二判平成18・1・13ほか)と今後』NBL『商事法

務』八三〇号三〇頁(二〇〇六)

内田恒久『貸金業規制法施行規則一五条二項の効力に関する一考察』民事法情報『民事法情報センター』二二〇号

一二頁(二〇〇五)

宇都宮健児『特集 貸金業規制の課題と判例法理 貸金業規制の課題―消費者の立場から』ジュリスト『有斐閣』一

三一九号一三頁（二〇〇六）

大森政輔「貸金業規制法第四三条についてー利息制限法の特則性とその限界」判例時報「判例時報社」一〇八〇号
三頁（一九八三）

尾島茂樹「グレーゾーン金利」法学教室「有斐閣」三〇九号二頁（二〇〇六）

小田部胤明「貸金業法四三条の要件と立証」判例時報「判例時報社」一〇八一号一頁（一九八三）

小野秀誠「一日賦業者の貸付と、借用証書の記載内容の正確性または明確性。日賦業者の貸付に、貸金業法四三
条一項の規定が適用される要件 二 利息制限法違反の利息の支払の遅滞と、期限の利益喪失条項の効力。期限
の利益喪失条項の下でも制限超過部分の支払の任意性の有無」民商法雑誌「有斐閣」一三五卷一号一九八頁

小野秀誠「特集 貸金業規制の課題と判例法理 貸金業にまつわる最近の最高裁判例の法理」ジュリスト「有斐閣」
一三一九号二六頁（二〇〇六）

小野秀誠「利息制限法理の新たな展開（上）ー借換、一連の取引、期限の利益喪失約款ー」判例評論五一九号二頁
（判例時報「判例時報社」一七七六号一七二頁）、「同（下）」同五二〇号二頁（同一七七九号一六四頁）（以上、二
〇〇二）

小野秀誠「制限超過利息を任意に支払った場合と貸金業規制法43条」星野英一・平井宜雄・能見善久編『民法判例
百選II 債権』第五版 新法対応補正版「有斐閣」二四頁（二〇〇五）

金山直樹「特集 貸金業規制法制の改正が金融実務に与える影響」② 利息制限立法のあり方「銀行法務21」〔経済法令
研究会〕六六九号一二頁（二〇〇七）

鎌野邦樹「包括的融資契約において貸金業規制法四三条一項、三項の適用を受けるために同法一七条一項が要求す

る交付書面の内容」判例評論四六五号三〇頁(判例時報「判例時報社」一六二二号一九二頁)(二九九七)

鎌野邦樹「利息制限法・貸金業規制法の今日的課題―最近の三件の高裁判決(上告・最高裁係争事件)を中心として」千葉大学法学会Ⅱ千葉大学総合政策学会編『千葉大学法学論集』[千葉大学法学会Ⅱ千葉大学総合政策学会]第一八巻第一号八五頁(二〇〇三)

河津博史「期限の利益喪失特約のある金銭消費貸借契約に基づく利息の支払いの任意性は、弁済時の事情等やその受取証書の記載などによって個別的に判断されるべきとされた事例(破棄差戻し)」(東京高判平成16・12・21金融・商事判例一二〇八号一三頁、金融法務事情一七四一号三七頁)銀行法務21「経済法令研究会」六五八号七一頁(二〇〇六)

木戸哲「消費者金融利息制限に道」(滝井元最高裁判事へのインタビュー記事)毎日新聞二〇〇六年十一月五日付朝刊

木村裕二「『みなし弁済』の適用に関する最高裁判決について」消費者法ニュース「消費者法ニュース発行会議」第六七号六〇頁(二〇〇六)

金融庁「貸金業法改正法について」および「貸金業法等改正の概要」「貸金業法等の改正について 多重債務問題の解決と安心して利用できる貸金市場を目指して」「貸金業制度等に関する懇談会」(<http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/index.html>) (以上、二〇〇七)

金融庁「貸金業関係統計資料の更新について(平成十八年十一月一日)」並びに公表資料①「貸金業者数の推移」、②「貸金業者の貸付残高の推移」、③「貸金業者各業態の貸付金残高の推移」および「参考」④「貸金業者の営業形態別業務状況(平成十七年三月末)」および「参考」⑤「貸金業者の営業形態別貸付件数

（平成十七年三月末）」、⑤「消費者向無担保貸付金の貸付金利別の件数、残高（事業報告書集計）」、⑥「消費者向無担保貸付金の貸付残高別の件数、残高（事業報告書集計）」、⑦「貸金業者の行政処分件数の推移」、⑧「金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情・相談件数」（<http://www.fsa.go.jp/status/kasikin/20061101/index.html>）（二〇〇六）

金融庁「貸金業関係統計資料の公表について（平成十七年十月十三日）」並びに公表資料①「貸金業者数の推移」、②「貸金業者の貸付残高の推移」、③「貸金業者各業態の貸付金残高の推移」および〈参考〉「貸金業者の業態分類」、④「貸金業者の営業形態別業務状況（平成十六年三月末）」、⑤「貸金業者の行政処分件数の推移」、⑥「金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情・相談件数」（<http://www.fsa.go.jp/status/kasikin/20051013/index.html>）（二〇〇五）

金融庁「貸金業制度等に関する懇談会『座長としての中間整理』の公表について（平成十八年四月二十一日）」並びに別紙「貸金業制度等に関する懇談会『懇談会におけるこれまでの議論（座長としての中間整理）』（平成十八年四月二十一日）および資料編」（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kasikin/20060421.html）（二〇〇六）

金融庁「貸金業制度等に関する懇談会（第一九回会合）の開催について（平成十八年八月二十四日）」および資料19-1「貸金業制度等の改革に関する基本的考え方」の検討状況について」、19-2「セーフティーネットとしての貸付制度」、19-3「多重債務相談体制」、19-4「新聞記事」、19-5「貸金業制度の改革に関する基本的考え方」（自由民主党金融調査会・公明党金融問題調査委員会）、19-6 木村裕士「貸金業制度等に関する懇談会への意見」、19-7 GEコンシューマー・ファイナンス（株）土屋監査役「フランス・ドイツの適用金利の例」、19-8 宇都宮健児（日本弁護士連合会上限金利引き下げ実現本部・本部長代行）「貸金業制度等に関する懇談会」提出資料」

(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kasikin/siryou/20060824.html) (二〇〇六)

金融庁「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」「同概要」「同要綱」「同理由」「同新旧対照表」「同参照条文」(<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>) (二〇〇六)

金融庁「消費者信用団体生命保険の再調査結果について(平成十八年十一月二十八日)」および別紙「平成十八年三月期消費者信用団体生命保険実績(消費者金融一七業者合計)」、同「消費者信用団体生命保険実績(大手消費者金融五社)」、同「消費者信用団体生命保険契約の状況(消費者金融業者)(平成十八年三月末時点)」(<http://www.fsa.go.jp/news/18/20061128-2.html>) (二〇〇六)

警察庁生活安全局地域課「平成十七年中における自殺の概要資料」(<http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm>) (二〇〇六)

警察庁生活安全局地域課「平成十七年中における家出の概要資料」(<http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm>) (二〇〇六)

河野聡「対シティズ最高裁二〇〇六年一月十三日・十九日判決の意義」月報司法書士「日本司法書士会連合会」四〇九号三七頁(二〇〇六)

後藤勇「貸金業の規制等に関する法律についての最近の最高裁判例」判例タイムズ「判例タイムズ社」一二一六号二七頁(二〇〇六)

呉東正彦「最高裁平18・1・13判決と平18・1・19判決 シティズ四三条シティズの貸金業法四三条の主張を否定した最高裁判決」消費者法ニュース「消費者法ニュース発行会議」第六六号二二頁(二〇〇六)

呉東正彦「最高裁平成一八年一月二四日判決(ダイヤモンドリース)の報告」消費者法ニュース「消費者法ニュー

ス発行会議」第六七号二二頁（二〇〇六）

小林秀之「中崎尚」特集「貸金業規制法制の改正が金務実務に与える影響」『貸金業規制法の改正と金融実務—シンジケート・ローン実務に与える影響を中心として—』銀行法務21「経済法令研究会」六六九号四頁（二〇〇七）

近藤崇晴「一貸金の元利金の分割払による返済期日が『毎月×日』と定められた場合に×日が日曜日その他の一般の休日にとたるべき返済期日の解釈 二貸金の元利金の分割払による返済期日が『毎月×日』と定められた場合に貸金業の規制等に関する法律一七条に規定する書面に記載すべき『各回の返済期日』」法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇 平成十一年度（上）』法曹会二二三頁（二〇〇二）

坂野友昭「消費者金融市場における上限金利規制の影響—日本のデータによる分析結果—」（<http://www.waseda.jp/pj-ircfs/page4-2002.html> ; FILE No.IRCFS02-007）（二〇〇二）

佐久間邦夫「債務者の利息の支払が貸金業者の預金等の口座に対する払込みによってされた場合における貸金業の規制等に関する法律四三条一項によるみなし弁済と同法一八条一項に規定する書面の交付の要否」法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇 平成十一年度（上）』法曹会三九頁（二〇〇二）

澤重信「グレーゾーン金利にかかる利息支払いの任意性」NBL「商事法務」八二六号四頁（二〇〇六）

塩崎勤「『利息の支払の任意性』に関する最高裁判例の論理と問題点」判例評論五七二号二頁（判例時報「判例時報社」一九三七号一六四頁）（二〇〇六）

自由民主党金融調査会「公明党金融問題調査委員会「貸金制度等の改革に関する基本的考え方（平成十八年七月六日）」（<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2006/seisaku-020.html>）（二〇〇六）

自由民主党政務調査会「金融調査会・財務金融部会・法務部会・金融調査会貸金業制度等に関する小委員会「貸金

業法の抜本改正(平成十八年九月十九日)」「貸金業法の抜本改正(要旨)」「貸金業法の抜本改正の骨子」
<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2006/seisaku-025.html> (二〇〇六)

須藤典明「利息制限法による制限超過利息の支払い遅延を理由とする期限の利益喪失特約の効力と貸金業法43条1項によるみなし弁済のための支払いの任意性の有無―最二判平成18・1・13本誌本号20頁―」金融・商事判例「経済法令研究会」一二四三三六頁(二〇〇六)

滝澤孝臣「貸金業の規制等に関する法律四三条一項にいう『債務者が利息として任意に支払った』及び同条三項にいう『債務者が賠償として任意に支払った』の意義」法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇(平成二年度)』法曹会四四頁(一九九二)

滝澤孝臣「金融・商事判例の一年を振り返って二〇〇五(上)―個人的な備忘のために」金融・商事判例「経済法令研究会」一二三二二二頁、「同(下)」同一二三三三四頁(以上、二〇〇六)

滝澤孝臣「金融・商事判例の一年を振り返って二〇〇六(上)―個人的な備忘のために」金融・商事判例「経済法令研究会」一二五六二二頁、「同(下)」同一二五七二二頁(以上、二〇〇七)

滝澤孝臣「特集 貸金業規制法制の改正が金融実務に与える影響」判例の変遷と法改正後の課題―多分に個人的な雑感として―」銀行法務21「経済法令研究会」六六九号一七頁(二〇〇七)

滝澤孝臣「特集 制限利息超過貸金における期限の利益喪失と支払いの任意性」『支払いの任意性』に始まり、ふたたび『支払いの任意性』へ―最二判平成18・1・13、最一判平成18・1・19、最三判平成18・1・24の意義とその射程―」銀行法務21「経済法令研究会」六五九号四頁(二〇〇六)

滝澤孝臣「Kinpan Lesson 50 第51講 みなし弁済規定の適否」金融・商事判例「経済法令研究会」一二二二二二頁

八〇頁（二〇〇五）

竹内俊雄「貸金業者による貸付にかかる今日の問題」金融・商事判例「経済法令研究会」一二五一号二頁（二〇〇六）

多重債務者対策本部「同（第一回）議事次第」および資料1「検討課題と進め方」、2「山本国務大臣説明資料」、3「多重債務者対策本部幹事名簿」、4「多重債務者対策本部有識者会議の設置について」、5「参考資料」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/dai1/1gijisidai.html>)

多重債務者対策本部有識者会議「同第一回議事次第」および資料1-1「資料」、1-2「貸金業関係統計資料集」、1-3「内閣官房に設置される『多重債務者対策本部』の活動について（要望）」、1-4「多重債務者の被害救済のための政策宣言」、1-5「地方自治体の多重債務者に対する相談窓口設置についての意見」(<http://www.fsa.go.jp/singi/tajusaimu/siryou/20070129.html>)

荏原正道「利息制限法制限超過部分の法的性質(1)―四三条による有効化の契機はないことについて―」消費者法ニュース「消費者法ニュース発行会議」第六七号九〇頁、「同(2)」同第六八号一四九頁（以上、二〇〇六）

荏原洋子「平成二年最高裁判決はどのように乗り越えられたか」消費者法ニュース「消費者法ニュース発行会議」第六七号五六頁（二〇〇六）

辻泰弘「最高裁―三洋信販四三条・請求認諾の意味―」消費者法ニュース「消費者法ニュース発行会議」第六六号二六頁（二〇〇六）

土井裕明「サラ金市場における上限金利規制―完全競争モデルへの反論―」消費者法ニュース「消費者法ニュース発行会議」第六七号九三頁（二〇〇六）

堂下浩「上限金利引き下げの影響に関する考察」(<http://www.waseda.jp/prj-ircfs/page4-2003.html>; FILE No.

IRCS03-002) (二〇〇三)

中島遊「出資法上の上限金利の見直し～貸金業規正法等改正の論点～」立法と調査〔参議院事務局企画調整室〕二
六一号三頁 (二〇〇六)

中田邦博「特集 制限利息超過貸金における期限の利益喪失と支払いの任意性」本判決の意義と射程」銀行法務 21
「経済法令研究会」六五九号一七頁 (二〇〇六)

難波孝一「貸金業法四二条に関する判例の動向」薦田茂正＝中野哲弘編『裁判実務大系 第13巻 金銭貸借訴訟法』

青林書院四一頁 (一九八七)

日本弁護士連合会「貸金業規制法『改正』に関する意見書 (二〇〇五年〔平成十七年〕七月十四日)」(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2005_45.html) (二〇〇五)

日本弁護士連合会「貸金業に係る規制に関する調査事項に対する回答 (二〇〇三年三月十一日)」(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2003_16.html) (二〇〇三)

日本弁護士連合会「貸金業の規制等に関する法律施行規則の改正を求める意見書 (二〇〇五年〔平成十七年〕八月
二十六日)」(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2005_52.html) (二〇〇五)

日本弁護士連合会「金利引き下げ問題 Q&A」(http://www.nichibenren.or.jp/ja/committee/list/data/kinrihi-kisage_qa2.pdf) (二〇〇六)

日本弁護士連合会「サラ金のテレビCMの中止を求める意見書 (二〇〇四年五月八日)」(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2004_28.html) (二〇〇四)

日本弁護士連合会「出資法の上限金利の引き下げ等を求める意見書（二〇〇三年七月十八日）」（http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/2003_32.html）（二〇〇三）

日本弁護士連合会「第56回定期総会・出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げることを求める決議」（http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion.ga-res/2006_4.html）（二〇〇六）

日本弁護士連合会「内閣官房に設置される『多重債務者対策本部』の活動について（要望）」（<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion.report/061222.html>）（二〇〇七）

野村修也「特集 貸金業規制の課題と判例法理 貸金業規制の行方」ジュリスト「有斐閣」一三一九号二頁（二〇〇六）

樋口大輔＝坂野友昭「消費者金融顧客の自己破産―その特徴と原因―」（<http://www.waseda.jp/pj-ircfs/page4.html>；FILE No.IRCFS04-002）（二〇〇四）

平山正剛（日本弁護士連合会会長）「貸金業制度及び出資法の上限金利見直しについての会長談話（二〇〇六〔平成十八〕年十月二十五日）」（<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/061025.html>）（二〇〇六）

平山正剛（日本弁護士連合会会長）「貸金業制度の抜本的改正に関する会長声明（二〇〇六〔平成十八〕年十二月十三日）」（<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/061213.html>）（二〇〇六）

平山正剛（日本弁護士連合会会長）「『貸金業制度等の改革に関する基本的考え方』に対する会長声明（二〇〇六〔平成十八〕年七月十一日）」（<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/060712.html>）（二〇〇六）

平山正剛（日本弁護士連合会会長）「『貸金業制度の抜本改正の骨子』に関する会長談話（二〇〇六〔平成十八〕年

九月十九日」(<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/060919.html>) (二〇〇六)

平山正剛(日本弁護士連合会会長)「特例金利に反対する緊急会長声明(二〇〇六「平成十八」年九月五日)」(<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/060905.html>) (二〇〇六)

三上徹「特集 貸金業規制法制の改正が金融実務に与える影響」④「みなし利息規制改正の金融実務への影響」銀行法務 21「経済法令研究会」六六九号二三頁(二〇〇七)

三上理「貸金業規制法四三条をめぐる最高裁判決」消費者法ニュース「消費者法ニュース発行会議」第六七号五八頁(二〇〇六)

村千鶴子「だまされない!! ワイド版 どうして貸金業者は高金利?」毎日新聞二〇〇六年〇三月十二日付朝刊

森泉章「貸金業規制法四三条の『みなし弁済規定』の意義」判例時報「判例時報社」一〇八一号三頁(一九八三)

山下寛「土井文美」衣斐瑞穂「脇村真治」過払金返還請求訴訟をめぐる諸問題(上)「判例タイムズ」判例タイムズ社「二〇〇八号四頁、同(下)」同二〇〇九号二頁(以上、二〇〇六)

吉元利行「特集 制限利息超過貸金における期限の利益喪失と支払いの任意性」③「低金利貸金業者にも影響が出る貸金業法施行規則の削除」銀行法務 21「経済法令研究会」六五九号二四頁(二〇〇六)

早稲田大学消費者金融サービス研究所「上限金利規制が消費者金融市場と日本経済に与える影響」(<http://www.waseda.jp/prj-ircfs/page4.html>; FILE No.IRCFS06-002) (二〇〇六)

和田聖仁「年次改革要望書に対抗して高金利引下げへ」消費者法ニュース「消費者法ニュース発行会議」第六七号九六頁(二〇〇六)

渡邊知行「期限の利益喪失特約と貸金業法 43 条のみなし弁済」金融・商事判例「経済法令研究会」一二四二号五二

頁（二〇〇六）

「第百六十五回国会参議院会議録第十六号」官報「国立印刷局」平成十八年十二月一日付号外、「同第十九号」同十八年十二月十三日付号外（以上、二〇〇六）

「第一六五回国会衆議院会議録第十四号」官報「国立印刷局」平成十八年十一月七日付号外、「同第十九号」同平成十八年十一月三十日付号外（以上、二〇〇六）

参議院事務局「財政金融委員会会議録第六号」、同「同第七号」、同「同第八号」、同「同第九号（その一）」、同「同第九号（その二）」（以上、国立印刷局）（以上、二〇〇六）

衆議院事務局「第一六五回国会衆議院財務金融委員会会議録第六号」、同「同第七号」、同「同第八号」、同「同第九号」、同「同第十号」、同「同第十一号」、同「同第十二号」（以上、国立印刷局）（以上、二〇〇六）

消費者金融連合会編「季刊タパルス」第二巻第七号「消費者金融連合会」（二〇〇六）

「五味金融庁長官記者会見の概要（平成19年1月22日付）」（<http://www.fsa.go.jp/sommon/conference/com/2007a/20070122.html>）（二〇〇七）

「特集 金利引下げ」消費者法ニュース「消費者法ニュース発行会議」第六九号四八頁（二〇〇六）

「特集 みなし弁済をめぐる訴訟の到達点」市民と法「民事法研究会」四〇号二〇頁（二〇〇六）

朝日新聞・日本経済新聞・毎日新聞・読売新聞